市第 109 号議案

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部改正 横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例 を次のように定める。

平成22年2月16日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例 (番号)

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正 する条例

横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市 条例第1号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の2項を加える。

- 2 何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫 用してはならない。
- 3 実施機関は、前項に規定する行政文書の開示を請求する権利の 濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否する ことができる。

第6条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

第10条第2項中「とき(」の次に「第5条第3項又は」を加える

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する

市第 109 号

条例の規定は、この条例の施行の日以後の行政文書の開示請求について適用し、同日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

提案理由

行政文書の開示を請求する権利の濫用を禁止する規定を設けると ともに、当該権利の濫用に当たる請求があった場合の手続を定める ため、横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正した いので提案する。

参考

横浜市の保有する情報の公開に関する条例(抜粋)

 $\begin{pmatrix} \underline{L} & \underline{Q} & \underline{C} & \underline{X} \\ \underline{C} & \underline{C} & \underline{C} & \underline{C} \end{pmatrix}$

(開示請求権)

第5条 (第1項省略)

- 2 何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。
- 3 実施機関は、前項に規定する行政文書の開示を請求する権利の 濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否する ことができる。

(開示請求の手続)

第6条 前条第1項 の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(第1号から第3号まで及び第2項省略)

(開示請求に対する決定等)

第10条 (第1項省略)

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき (第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、 及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下 同じ。) は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その 旨を書面により通知しなければならない。